

2013 年 10 月 25 日
 国際廃炉研究開発機構
 汚染水技術調査チーム

汚染水問題への対応についての技術提案募集結果について

- 募集期間： 9 月 25 日から 10 月 23 日まで
- 募集受付： 電子メール又は郵送
- 提案件数： 779 件

(分野は提案者の申請によるもの)

「特に技術提案・助言をお願いしたい事項」として募集した分野	ご提案件数
① 汚染水貯留 (貯留タンク、微小漏えい検出技術 等)	205
② 汚染水処理 (トリチウム分離技術、トリチウムの長期安定的貯蔵方法 等)	182
③ 港湾内の海水の浄化 (海水中の放射性 Cs、Sr 除去技術 等)	158
④ 建屋内の汚染水管理 (建屋内止水技術、地盤改良施工技術 等)	107
⑤ 地下水流入抑制の敷地管理 (遮水壁施工技術、フェーシング技術 等)	177
⑥ 地下水等の挙動把握 (地質・地下水データ計測システム、水質分析技術 等)	116
その他 (①～⑥に該当しないもの)	26

(注 1) 募集分野は提案者の申請によるもの。

(注 2) 1 つの提案で複数の分野に関連するとされたものがあるため、ご提案件数より多くなっています。

技術公募の整理・分類等の方針について（案）

平成 25 年 10 月 25 日
汚染水処理対策委員会事務局

1. 国際廃炉研究開発機構（IRID）における技術公募の整理・分類イメージ

提案のあった技術情報については、各技術が汚染水対策になり得るかということを汚染水処理対策委員会の場で検討することを踏まえ、数年以内に福島第一で適用でき、一定の効果を発揮できる技術かどうかを判断する観点から、以下の項目について整理・分類する。

【整理・分類項目】

① 6 分野（※）のどの分野に関連するか

→提案者によっては、複数の分野に該当する技術提案である、とする提案内容もあるため、IRIDの整理・分類過程において、どの分野に関連するかを明示する。その際、分野が明確な提案は1分野のみを記載することとし、複数の分野に関連すると考えられる提案については、「主：○分野、従：△分野」と表示する。

※技術公募について以下の6分野を設定。

- (1) 汚染水貯留（貯留タンク、微少漏えい検出技術等）
- (2) 汚染水処理（トリチウム分離、トリチウムの長期安定的貯蔵方法等）
- (3) 港湾内の海水の浄化（海水中の放射性 Cs、Sr 除去技術等）
- (4) 建屋内の汚染水管理（建屋内止水技術、地盤改良施工技術等）
- (5) 地下水流入抑制の敷地管理（遮水壁施工技術、フェーシング技術等）
- (6) 地下水等の挙動把握（地質・地下水データ計測システム、水質分析技術等）

② 技術的成熟度

→「同様の環境下における実用化の実績がある」「他分野における実用化の実績がある」「原理は確立されており、研究室レベルでは一定の成果を上げている」「それ以外のもの」の4段階の分類を行う。

③ 福島第一の現場への適応性

- 「適応性に係る十分な基礎情報が示されている」「適応性を示す基礎情報が一部示されていない」「適応性に係る情報が示されていない」等の分類は可能か。
- 「〇〇という理由で福島第一には適用できないという問題が懸念される」ということを明記できないか。
- IRIDにおいて、現場の様々な制約条件を考慮し、作業・メンテナンスの容易さなどの現場への適応性について検証してはどうか。また、東京電力の意見・コメントは、別途、資源エネルギー庁から聴取することとする。

2. 汚染水処理対策委員会での精査イメージ

提案のあった技術情報について、IRIDで整理・分類、リスクへの対応の優先度等を踏まえ、汚染水処理対策委員会で精査した結果、最終的に汚染水処理対策委員会でまとめられるイメージは、以下のような形式となるのではないかと。なお、今回、汚染水処理対策委員会での議論・検討のプロセスは、あくまで情報収集であり、実施主体を選定するものではないことに留意。

【分類1】

Aという技術については、提案のあった技術情報を踏まえると、速やかに対策として実施すべきである。

【分類2】

Bという技術については、提案のあった技術公募情報を踏まえると、有益な情報提供と認められるが、福島第一原発での適用性の確認が必要であることが想定されるため、F/Sを行い、実効性が確認されれば速やかに対策として実施すべきである。

【分類3】

Cという技術については、提案のあった技術情報を踏まえると、確認しなければならない基礎情報等が不足しているが、実効性が認められ

た場合には大きな効果が期待されるため、**研究開発を実施**すべきである。

【分類 4】

Dという技術については、確認しなければならない基礎情報等が不足している、もしくは、福島第一の現場において実効性が見込めないため、**検討の対象外とする**。

上記の分類 1～3については、年末にとりまとめる汚染水対策の全体像に反映されることとなる。

これらの分類結果について、特に分類 4に整理された技術提案者に対しては、事前に説明を行い反論や追加説明の機会を与える必要があるのではないか。

また上記の分類を委員会として決めるためには、①事前に I R I Dによる整理・分類表を各委員に送付、②技術概要・バックデータも併せて各委員に送付、③委員毎の評価を集計した上で委員会の場で確定する、というプロセスが必要。

以上